

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成28年7月21日(木) 午後7時00分～午後8時20分
場所 小田原市役所 3階 全員協議会室

2 出席した教育委員の氏名

- 1 番委員 吉 田 眞 理
2 番委員 栢 沼 行 雄 (教育長)
3 番委員 萩 原 美由紀 (教育委員長職務代理者)
4 番委員 和 田 重 宏 (教育委員長)
5 番委員 山 口 潤

3 説明等のため出席した教育委員会職員等の氏名

教育部長	内 田 里 美
文化部長	関 野 憲 司
教育部副部長	隅 田 俊 幸
教育部管理監	鈴 木 一 夫
文化部副部長	安 藤 圭 太
文化部副部長	杉 崎 貴 代
教育総務課長	柏 木 敏 幸
保健給食課長	川 口 博 幸
教育指導課長	市 川 嘉 裕
指導・相談担当課長	石 井 美佐子
生涯学習課長	大 木 勝 雄
文化財課長	大 島 慎 一
図書館長	古 矢 智 子
教育指導課副課長	瀬 戸 浩
教育指導課学事係長	田 村 直 美
教育指導課指導主事	川 口 宏 美
小田原市博物館構想策定委員会委員長	矢 島 國 雄
小田原市社会教育委員会議議長	木 村 秀 昭

(事務局)

教育総務課総務係長	高 瀬 聖
教育総務課主任	田 代 香

4 報告事項

- (1) 小田原市博物館構想策定委員会への諮問に対する答申について (生涯学習課)
- (2) 小田原市社会教育委員会議への諮問に対する答申について (生涯学習課)
- (3) 市議会6月定例会の概要について (教育部・文化部)
- (4) 史跡小田原城跡の追加指定について (文化財課)

5 議事日程

- 日程第1 議案第21号 小田原市社会教育委員の委嘱について (生涯学習課)
- 日程第2 議案第22号 学校教育法施行細則の改正について (教育指導課)
- 日程第3 議案第23号 特別支援学級用教科用図書(一般図書)の採択について (教育指導課)
- 日程第4 議案第24号 小田原市就学支援委員会委員の変更について (教育指導課)

6 議事等の概要

- (1) 委員長開会宣言
- (2) 6月定例会会議録の承認…山口委員報告
- (3) 会議録署名委員の決定…吉田委員、栢沼委員に決定

(4) 小田原市博物館構想策定委員会への諮問に対する答申について (生涯学習課)
生涯学習課長…それでは、報告事項(1)「小田原市博物館構想策定委員会への諮問に対する答申について」ご報告申し上げます。お手元の資料4の1枚目諮問文をご覧ください。

まず、経緯でございますが、平成27年1月20日開催の教育委員会定例会で御協議いただき、その後、3月18日に小田原市博物館構想策定委員会に対し、「小田原市博物館基本構想」について、諮問いたしました。これについて本日、答申がございましたので、ご報告するものでございます。資料の2枚目以降が答申となっております。

内容につきましては、目次に沿って説明いたしますので、答申の2枚目をお開きください。まず第1章において、「博物館構想の背景」として、現状の課題が整理されています。

次に、第2章では、本市の博物館活動の目指す姿を「小田原の歴史を未来へ伝え市民とつくる博物館」とし、それを実現するため、「小田原の歴史をたどる」「小田原の宝を守り未来に伝える」「市民とともに活用する」「まちをまるごと博物館とする」の、4つの柱が挙げられております。

第3章では、小田原の歴史・文化を伝える歴史総合博物館とするなど新しい博物館に求められる方向性が、第4章では、これらを踏まえた「新しい博物館の活動」が、整理されています。

第5章「新しい博物館の施設設備・立地」では、新しい博物館の方向性と活

動を実現するため、博物館法の定める登録博物館とし、国宝・重要文化財も展示できる要件を満たす必要があること、立地としては、様々な地域資源が集中し、交通の利便性がよい小田原城址公園周辺が候補として考えうることなどが挙げられています。

さらに、第6章「新しい博物館の運営」では、活動の継続性を確保するため、運営主体は市の直営であるべきこと、第7章「新しい博物館の組織」では、新しい博物館の方向性と活動を実現できる職員体制を整える必要があることなどが挙げられています。

最後に、「おわりに」において、新しい博物館が整備されるまでの間、既存施設を含む様々な地域資源への回遊を促す取組を先行して行うべきことや博物館準備室等を設けるなど、具体化に向けての早急な対応が必要であることなどが挙げられています。

詳細につきましては、答申本文を資料として付しておりますのでそちらをご覧くださいと存じます。

本市の博物館構想を進める上で、貴重なご意見をいただくことができましたので、今後は、今回いただいた答申を基に、「本市にふさわしい博物館のあり方」について、庁内で取りまとめてまいりたいと考えております。

ご報告は以上です。

(質 疑)

栢沼教育長…「おわりに」の中で「今後の整備については、一日も早く実現されるべきである。このためには早い段階で専任職員を配置した博物館準備室等を設けるといった具体化に向けての早急な対応を」と述べられております。今後のおおまかなスケジュールを、わかっている範囲内で教えてください。

生涯学習課長…今年度中に総合計画の策定がありますので、そちらでスケジュールを位置づけてまいります。準備室の設置等が具体的にどこまでできるのかということもありますけれども、後期の基本計画6年のうち、前期3年の中でできるところから準備を進めてまいりたいと考えております。

萩原委員…とても大切な答申だと思います。拝見していて、とても共感できるところもたくさんありました。ユニバーサルデザインの導入というところで、施設にどんな人が来ても、楽しんでいただけるような博物館にしていきたいと思っております。

和田委員長…小田原市で博物館を造るということですが、県内に同規模の既存の博物館はどういった地域にあるのでしょうか。

生涯学習課長…構想では、まだ規模は出ておらず、これから立地等も含め規模も考えていくところでございますので、現段階での規模の比較は難しいものと思われま

和田委員長…これが一番重要なことだと思いますが、具体的な規模等が今の時点でできないということは分かりました。博物館はたくさんあり、小田原にも必要だというところで、今回のような構想が描かれているのだと思いますが、登録博物館や公開承認の博物館とった規格の博物館が県内にはあるのですか。

生涯学習課長…本市と同規模の都市で一番近い地域ですと、平塚市の博物館です。今回、まるごと博物館という考え方があがっておりますので、こちらにつきましては、こういったイメージ持っているところは、県内ですとなかなか難しいですが、県外ですと、松本市や盛岡市等でこういった概念の博物館を持っております。

和田委員長…この構想そのものはかなり画期的な博物館になるということですね。わかりました。

吉田委員…小田原市全体をまるごと博物館にするための「核としての博物館」を造り、つなげていくのは、小田原らしいまちづくりになるような博物館だろうと、とても素晴らしいと思います。まち全体を博物館とする、核となる博物館が、建物だけでなく、ソフト面やまち全体のまちづくりの中にどんな風に仕掛けが作られていくのか、構想した人にだけ見えるつながりでなくて、誰にでもどんな風に博物館がつながり、既存の施設や史跡等とつながりながら、博物館全体が小田原の歴史を見せているのだとわかるような仕掛けを考えていただきたいです。そのあたりが一番難しいと思うのですが、全体の構想を丁寧に組み立てていくと素晴らしい博物館になるのかなと感じています。

(その他質疑・意見等なし)

和田委員長…以上で、博物館構想策定委員会委員長は、ご退席となります。

(博物館構想策定委員会委員長 退席)

(5) 小田原市社会教育委員会議への諮問に対する答申について (生涯学習課)

生涯学習課長…それでは、報告事項(2)「小田原市社会教育委員会議への諮問に対する答申について」ご報告申し上げます。

まず、経緯でございますが、お手元の資料3の1の諮問文をご覧ください。平成26年7月17日開催の教育委員会定例会でご協議いただき、その後、8月18日に小田原市社会教育委員会議に対し、「地域における学びの場のあ

り方」について諮問いたしました。これについて本日、答申がございましたので、ご報告するものでございます。

資料の2枚目以降が答申となっております。内容につきましては、答申の2頁をお開きください。全体で3章立てとなっておりますが、第1章として、まず「地域における学びの場を取り巻く現状」として「地区公民館の現状」、公共の社会教育関連施設の現状、「キャンパスおだわら」を中心とした生涯学習施策、「地域コミュニティ組織」によるまちづくりの4つの項目で整理し、3ページをご覧ください。第2章では「今後の地域に必要となる学びの場の考え方」として、「人の人とつながる身近な場」、「多様な学びができる場」、「市民主体の学びを支える場」、「人や活動をつなげる場」という4つの考え方を挙げております。

4ページをご覧ください。第3章では「地域における学びを推進するための仕掛け」として、「地区公民館への支援」、「公共施設の多目的利用の推進」、「学びのコーディネート機能の強化」、「学びの拠点機能の整備、地区公民館・学校等との連携」の4項目挙げております。

詳細につきましては、答申本文をご覧くださいと存じます。

本市の地域における生涯学習を振興していく上で、貴重なご意見をいただくことができましたので、今後の事業等に活かしてまいりたいと考えております。ご報告は以上です。

(質 疑)

吉田委員…4ページ(2)「公共施設の多目的利用の推進」の3行目の後方に、「企業・大学等の民間施設の一般利用を促し」とありまして、私自身も大学の人間ですが、やはり常に小田原市の皆さんの役に立ちたいとも思っておりますので、よろしく願いいたします。

萩原委員…2ページ目に「公共の社会教育関連施設の現状」とあり、後半に学校施設を使っている団体が小学校6校と中学校1校とあります。これから広まっていくと良いと思います。

私に関わる障害者スポーツ団体で使わせていただいている三の丸小学校の体育館は、毎日夜9時まで様々な団体が空き時間なく使っています。スポーツ以外にも、高齢者のダンスや歌のサークル、障害者施設の方々が調理室を使用したりと社会教育につながる活動に利用されています。今後も、使用団体相互に時間調整しながら、様々な団体が活用し、普及していかれると良いと思います。また、その体育館の地下にあるプールは、年間使用できるような管理ができれば、ぜひ公共利用して、学校がさらに地域の拠点となる関係作りに役立てては

しいと思います。

栢沼教育長…5ページの(4)の「学びの拠点機能の整備、学校等との連携」という内容についての答申は、教育委員会が進めている地域コミュニティの拠点としての学校づくりと非常に合致しております。この答申が、今後「地域と共にある学校づくり」の重要な根拠として活用させていただければと思っております。大変ありがたく受け止めております。

(その他質疑・意見等なし)

和田委員長…以上で、社会教育委員会議議長は、ご退席となります。

(社会教育委員会議議長 退席)

(6) 市議会6月定例会の概要について

(教育部・文化部)

教育部長…報告事項(3)「市議会6月定例会の概要」について、ご報告させていただきます。

資料1を御覧ください。

資料の1ページ「全体の日程」でございますが、市議会6月定例会は、6月8日から6月28日までの会期で開催され、この間、6月14日に議案関連質問の質疑が、6月16日に厚生文教常任委員会が、6月22日から6月28日の間の5日間で、一般質問が行われました。

次に2ページの厚生文教常任委員会でございますが、「教育部」関連といたしましては、(2)陳情第66号「教職員定数の抜本的な改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択についての陳情書」についてが、委員会で審議されました。3ページに陳情書の写しを添付いたしました。

この陳情につきましては、「賛成多数」で「採択すべきもの」とされ、22日の本会議で可決・採択されました。また、報告事項につきましては、教育委員の皆様にもヒアリングしていただき、教育委員会定例会において審議し、議決をいただきました「平成27年度(平成26年度)文の教育委員会事務点検・評価」をご報告いたしました。

続きまして、4ページをご覧ください。6月22日から6月28日の間の4日間で行われた一般質問では、2番神永議員から教育部関連の質問が2つありましたので、その要旨及び答弁の概要につきまして申し上げます。

5ページをご覧ください。

まず「総合教育会議」につきましては、目的、特徴及び進行管理についての質問があり、市長から特徴といたしましては、目指す姿として教育を大きな木にたとえ、小田原に住む人々・地域・様々なコミュニティといった豊かな土壌に深く広く根を張り、子供達がたくましく伸びやかに育ち、生き抜く力を身に付けることを目指していること、そしておだわらっ子の約束に着目し、「家庭教育の重要性について盛り込んでいる」旨、また、「次期の小田原市学校教育振興基本計画に具体的な施策を位置づけ、その点検・評価を行うことで、進行管理を行っていく」旨を答弁いたしました。

次に「放課後子ども教室」につきましては、取組状況、成果・課題と拡大・発展について質問があり、教育長より「片浦小、酒匂小に続き、今年度は新たに、久野小、三の丸小、報徳小の3校で取組み、実施目的・開設場所等は学校との協議のうえ決定している」、また、「昨年度開所した、酒匂小学校の成果としては、秋頃から子供たちに学習習慣が身についてきたものの、学習アドバイザー等の人材確保が難しいこと、学校や放課後児童クラブとの更なる情報交換や連携が課題となっていること、そして31年度を目途に小学校全校に拡充したい」旨を答弁いたしました。

教育部にかかる「市議会6月定例会の概要」は以上でございます。

文化部長…引き続きまして、私から文化部所管の概要についてご説明申し上げます。

資料の7ページをお開きいただきたいと存じます。

文化部関連の一般質問といたしまして、誠風 神戸議員、創政会 井上議員、誠風鈴木和宏議員、同じく、誠風 加藤議員の4人から質問がございました。

資料8ページをご覧ください。

はじめに、誠風 神戸議員から「小田原城跡の史跡整備について」質問がございました。

まず、「史跡についての効果的な情報を発信していくための取り組み」について質問があり、国指定史跡小田原城跡は、本市にとって重要な文化遺産であり、史跡の歴史的価値を伝えられるよう整備・活用を図っていききたい。天守閣のリニューアルでは、最新の調査成果を展示に盛り込むなど、公開に努めている。史跡小田原城跡は市の観光資源としても中心的な存在であり、多くのテレビ番組でも取り上げられていることから、今後も積極的な情報発信を行っていききたい旨、答弁いたしました。

また、「今後の史跡整備の取り組みについて」、「史跡小田原城跡本丸・二の丸の史跡整備の検討の際に、既存建物を有効活用した整備計画を策定すべき」という意見に対する、市長の考えについて」質問があり、それぞれ答弁いたしました。

次に、創政会 井上議員から「小田原市博物館構想について」質問がございました。まず、「新しい博物館の分野と機能」について質問があり、新しい博物館は本市の特性を踏まえた、歴史・考古・民俗の分野を主体とする歴史系の博物館とする方向で検討を進めており、これまで郷土文化館が担ってきた役割を継承するとともに、地域に点在する文化財などの豊富な地域資源をつなぐ中核施設とするよう検討している旨、答弁いたしました。

次に、「エコミュージアムとフィールドミュージアムの違い」について質問がありました。フィールドミュージアムはエコミュージアムの一形態とされ、どちらも基本的な理念は同じであると考えており、本市におけるフィールドミュージアムの考え方は、まちをまるごと博物館と見立て、歴史や文化を主体とした、施設には収まらない地域資源をつないで魅力を発信することをイメージしている旨、答弁いたしました。

9ページをご覧ください。

続きまして、誠風 鈴木和宏議員から、「尊徳記念館の利活用について」質問がありました。

まず、「尊徳記念館の位置付け」について質問があり、尊徳記念館は、二宮尊徳の生涯や教えを学ぶと共に、地域住民の学習活動支援のための社会教育施設である旨、答弁いたしました。続いて、「展示施設としての改善について」、「今後のセールスプロモーションについて」質問があり、それぞれ答弁いたしました。

続きまして、誠風 加藤議員から、「図書館について」質問がございました。まず、「ツインライブラリー構想をこれからも施設整備の指針としていくのか」との質問があり、図書館の利用状況の変化等から、平成27年2月にツインライブラリー構想に代わる新たな方針として「小田原市図書施設・機能整備等基本方針」を定め、今後はこの基本方針により整備を進めていく旨を答弁いたしました。

また「お城通り地区再開発事業における広域交流施設への図書館設置について」として、「市立図書館が担っていた機能を駅前に移すことは既定の方針なのか」、「市立図書館の耐震性はどのようになっているのか」、「城址外への移転に努めるとされている施設はいくつあり、文化庁からは移転期限は示されているのか」との質問があり、それぞれ答弁いたしました。

さらに、「かもめ図書館の施設状況について」質問があり、改修や更新を必要とする設備と、平成27年度の修繕の状況について答弁いたしました。

以上で、文化部関係の「市議会6月定例会の概要について」のご報告を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

和田委員長…以上で、図書館が関連する議題が終了いたしましたので、関係の職員は、ご退席ください。

(図書館 退席)

(7) 史跡小田原城跡の追加指定について

(文化財課)

文化財課長…それでは、私から報告事項4「史跡小田原城跡の追加指定について」ご説明いたします。資料2を御覧ください。

去る6月17日に、文化庁の文化審議会から文部科学大臣に史跡名勝天然記念物の新指定や追加指定等の答申がされました。その中で、小田原城跡の追加指定につきましても答申がありましたので、ご報告いたします。

小田原城跡の追加指定につきましては、おかげさまで、今回、多くの新聞に取り上げていただいておりますので、皆様もご覧になった方も多いかと思います。

それでは、まず、1、2ページは文化庁の報道発表資料からの抜粋でございますが、2ページ目中ほどの「5 小田原城跡」の欄をご覧ください。

皆様も御存知のとおり、小田原城跡は、伊勢宗瑞（北条早雲）が攻略し、小田原北条氏が歴代、関東支配の拠点として、整備・拡張を図り、全国有数の規模を誇りました中世城郭でございます。また、近世には大久保、稲葉など有力な譜代大名が配され、天守や高い石垣を備えた城郭を有するなど、中世城郭と近世城郭が複合する史跡でございます。

今回は、中世城郭で、既指定地である小峯御鐘ノ台大堀切東堀の隣接地と百姓曲輪が指定の対象地でございます。

3ページをご覧ください。

この中の南側（左下）の黒く表示しましたところが、小峯御鐘ノ台大堀切東堀でございます。城南中学校グラウンドの南東側で、次のページの詳細位置図の上図にありますように、蓮船寺の南側に隣接しております。

3ページにお戻りください。

次に、北側（中央）の黒く表示しましたところが、百姓曲輪でございます。小田原駅西口から城山陸上競技場へと向かう登り道の北側で、次のページの詳細位置図の下側でございますように、養林寺の西側に隣接しております。

次に、5ページの写真をご覧ください。

まず、写真上側が小峯御鐘ノ台大堀切東堀でございます。写真中央の台地状の部分が、堀の西側に隣接する掻揚げ土により造られた平坦面でございます。指定地の平米数は993㎡です。ツーデーマーチのコースとしても知られる大堀切に面し、その場所に立つと、小田原北条氏による小田原合戦への

備えの実態と当時の緊迫した状況を体感できる場であります。
それから、もう一箇所、百姓曲輪でございますが、現況写真の下の写真をご覧ください。樹林を含んだ、ほぼ平坦な台地状の部分で、平米数は
7,442.63㎡です。小田原城が攻め込まれた際、小田原北条氏が領民を避難させた場所ではないかとの学説があり、平成27年の発掘調査で初めて、百姓曲輪の空堀が確認され、その謎の解明にもつながる可能性が出てきたことなど、その史跡としての価値は高いと考えております。
これらの2地点とも、開発計画に伴う試掘調査を行ったところ、遺構が良好に残されていることが確認されたところであり、今回、土地所有者の承諾を得て、追加指定をしたものであります。
これら2地点、合計8,435.63㎡の土地については、ここで、文化庁の文化審議会での審議を受け、文部科学大臣に答申されましたので、秋口ほどに、最終的に官報告示され、正式に史跡指定される予定でございます。
なお、この土地の東堀の方につきましては、所有者の意向もございまして、小田原市土地開発公社の方で取得をさせていただいているところでございます。
以上で、史跡小田原城跡の追加指定についての説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

萩原委員…小峯御鐘ノ台大堀切は入口に看板が立っておりませんでしたか。

文化財課長…お堀北側の入口付近に1つ、また、ツーデーマーチの時にお堀の中を歩いて抜けると市道0028に出ます。相洋高校の上のグラウンドにおりてくるのですが、そちらに1つ大きな説明板がございます。

萩原委員…もう1つ説明板を作る計画になっているのですか。

文化財課長…今回指定を受けた東堀は、現在はまだ公社が所有しておりますけれども、公有化が図れる段階を待って、将来的には、説明板などを設置したいと考えております。

こちらは、堀の中から見ると、写真の正面に見える台形状に出ているところであり、この上に立ちますと大堀切がこちらに迫ってきて、目の前でガクッと折れ、土塁が立ちはだかるように見える場所です。今までの小田原城のお堀では体験できなかった景色を御覧いただけるようになりますので、積極的に御案内できるようにしていきたいと考えております。

萩原委員…ぜひいろいろな人に見ていただけるように御案内していただきたい場所だと思います。

(その他質疑・意見等なし)

和田委員長…以上で、文化財課が関連する議題が終了いたしましたので、関係の職員は、ご退席ください。

(文化財課長 退席)

(8) 日程第1 議案第21号 小田原市社会教育委員の委嘱について (生涯学習課)
栢沼教育長…それでは、議案第21号「小田原市社会教育委員の委嘱について」をご説明申し上げます。

小田原市社会教育委員につきましては、任期満了に伴う委嘱替えでございます。

細部につきましては、所管からご説明申し上げます。

生涯学習課長…それでは、議案第21号 小田原市社会教育委員の委嘱につきましては、私から細部説明申し上げます。

小田原市社会教育委員の任期は、小田原市社会教育委員条例により、2年間と定められており、7月31日をもちまして任期満了となります。

そのため、小田原市社会教育委員条例第2条第2項の規定に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から選考いたしましたところ、別紙資料の名簿にございます12名の方々が社会教育委員として適任と思われまますので、新たに委嘱いたしたく提案するものです。

なお、この12名の方々のうち7名の方は、市校長会、市自治会総連合、及び市PTA連絡協議会など団体からご推薦いただいております。

また、名簿にありますとおり、公募により2名の方を選出いたしました。この公募につきましては、5月15日号の広報紙や市のホームページ等により周知いたしまして、全員で4名の応募がございましたけれども、書類及び面接による審査を行い、決定したものでございます。

社会教育委員の任期につきましては、平成28年8月1日から平成30年7月31日までの2年間となります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(質 疑)

吉田委員…公募の方4名を2名にした基準はあるのでしょうか。

生涯学習課長…応募動機、面接及び小論文によって選ばせていただきました。なお、詳細にいたしましては、内規により詳しく定めておりますけれども、基本は3名の審査員による点数制の審査により上位2名を選出したものであります。

吉田委員…公募の方2名のうち、1名が「学校教育関係者」の枠で、もう1名が「家庭教育の向上に資する活動を行う者」とあるのは、それぞれのお仕事等によって振り分けているのですか。

生涯学習課長…申込みの際に公募の方々に、4つ選出区分をご自身で付けていただいております。履歴とも照合して、選出を区分しております。

有賀かおる氏におかれましては、久野小学校放課後子ども教室のコーディネーターでございます。瀬口美菜子さんにおかれましては、主婦で元中学校の教員でございます。現在は飾り巻き寿司インストラクターとして子連れでのワークショップなどを開催しているということで、この選出区分としております。

萩原委員…生まれ年が記載されているので分かりやすいです。昭和14年から52年までと年代が広いので、意見が活発に出るのではないかと思います。良いメンバーだと思いました。

吉田委員…もっと若い方がいても良いのかなと思います。これからのことを考えると平成生まれに入ってもらいたかったと思いますが、公募はいらっしやらなかったのですか。

生涯学習課長…公募の中では、瀬口美菜子さんが4名の中では最年少であります。

和田委員長…実際、平成生まれの方の公募はなかったと言うことですね。

生涯学習課長…残念ながら平成生まれの方はいらっしやいませんでした。

吉田委員…学識経験者で若い方は難しいのかもしれませんが、その他で若い方が出られるような選考の仕方に変えてみたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

生涯学習課長…今回、団体からの推薦が多く、団体からは、代々ご推薦をいただいております。そこまでの条件は付しておりませんので、今後、ご意見を参考に、選考方法を考えてまいりたいと思います。

吉田委員…今回の選考に「反対」ではないのですが、それぞれの団体の長が見る市の景色と若い方が見ている市のあり方は違うと思います。各団体の長を選ぶことがとても多いと思いますが、意識して若い方を出してくれるように促進してもらえるといいと思います。長の方がいけないわけではなく、若い方の意見が活けると市のあり方も変わってくるのではないかと考えております。小田原短期大学の18・19歳の学生も、子育て政策課等からディスカッションの場に呼んでいただき、その中で育ち、それをきっかけにたくさんの方を考え、関係をもちながら何かをやるという機会にもなっております。小田原市内の若くていろいろなことを考えている方もいらっしやると思うので、ぜひこういった機会があるといいと思います。

和田委員長…他の委員会にも言えますね。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

和田委員長…以上で、文化部が関連する議題が終了いたしましたので、関係の職員は、ご退席ください。

(文化部職員 退席)

(6) 日程第2 議案第22号 学校教育法施行細則の改正について (教育指導課)

栢沼教育長…それでは、議案第22号「学校教育法施行細則の改正について」をご説明申し上げます。

学校教育法施行細則につきましては、システム導入による、様式変更に伴う改正でございます。

細部につきましては、所管課からご説明申し上げます。

教育指導課長…それでは、議案第22号「学校教育法施行細則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。資料をご覧ください。

就学事務や就学援助事務において、これまで紙媒体で行ってきた各種業務を住民基本台帳や課税データと連携したシステムにより管理・処理することにより、業務の効率化と正確性の向上を図るため、平成28年8月より学齢簿・就学援助システムを導入することとなりました。

システムの導入に伴い、システムから出力されます様式第1号「学齢簿」、様式第2号「就学通知書」、様式第3号「新入学予定児(者)名簿」、様式第5号「就学すべき学校の指定変更通知書」、様式第8号「区域外就学承諾書」および様式第9号「区域外就学通知書」、以上6種類の様式においては様式の一部に変更が生じますことから、本規則の改正を行うものです。

以上で、説明を終わらせていただきます、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(質 疑)

萩原委員…学齢簿のシステム導入に伴い、添付してある資料が新しい様式になるということですか。

教育指導課長…そのとおりです。

萩原委員…様式1の就学・不就学という欄は以前からあったのですか。

教育指導課長…これまではカード形式でございましたが、学校入学にあたって「就学」としておりました。それらをまとめて管理しておりました。

萩原委員…手書きだったカードがデータ化されるということは良いことだと思います。

山口委員…データ化されるけれども、紙でも残るということですか。様式がいくつかありますが、すべてをデジタル化するのではなく、それを印刷するということですか。

教育指導課長…基本的にはデータ化したもので保管していきますけれども、当然紙に打ち出すことも可能です。

山口委員…今は、不正アクセスが多い時代です。様式をみると、データ化される個人情報が多いので、くれぐれもセキュリティーのことも気をつけていただきたいです。USBで持ち出すことを何回注意してもなくならないので、そこも含めてよろしくをお願いします。

教育総務課長…基本的に、今回のシステムはクローズのシステムです。インターネットはつながらないので、ハッキングの心配はございませんが、USB等で持ち出さないようにということで、これはシステム上ロックするような形をとりたいと考えております。念には念を入れて、情報漏えいがないように注意し、万全の対策を講じてまいります。

吉田委員…様式1号にある個人番号は何の番号ですか。

教育指導課学事係長…個人番号とありますが、宛名番号にあたります。様式は業者からの標準パッケージを使用しているため、記して、いわゆるマイナンバーではありません。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(7) 日程第3 議案第23号 特別支援学級用教科用図書(一般図書)の採択について
(教育指導課)

栢沼教育長…それでは、議案第23号「特別支援学級用教科用図書(一般図書)の採択について」ご説明申し上げます。

特別支援学級における教科用図書の採択については「学校教育法附則第9条」により、1年毎に採択することになっています。

細部につきましては、所管からご説明申し上げます。

教育指導課長…それでは、議案第23号「特別支援学級用教科用図書（一般図書）の採択について」をご説明申し上げます。

特別支援学級においては、通常の学級で使用する教科用図書を使用することが適当でない場合には、一般図書（附則第9条図書）および特別支援学校用（小中学部用）教科書目録の2種類から、適切な図書を選び、使用することができますとなっております。

学校教育法附則第9条に基づいた一般図書の採択につきましては、毎年採択することができるようになっており、各学校が児童・生徒一人一人の状況に応じて選択した図書を、学校の設置者である所管の教育委員会が、教科書として採択するものでございます。

各校の選択にあたりましては、国が調査研究し、文部科学省が作成した「平成29年度用一般図書一覧」、神奈川県が調査研究し作成した「平成29年度使用 神奈川県立特別支援学校採択教科用図書調査研究資料」を基に参考にし、各児童生徒に応じたものを各担任が選択しております。

委員のみなさまに本日ここで御審議いただくものは「平成29年度 特別支援学級で使用する教科用図書の採択について（案）」につきましては、各児童生徒用の図書として177冊、発行者ごとにまとめ1～7ページにお示ししてございます。

また、特別支援学校用の教科書から児童生徒に適しているとした図書につきましては、文部科学省が作成した特別支援学校用教科書目録から選択した1冊を、別紙にてお示ししてございます。

学校教育法附則第9条に基づいた一般図書、特別支援学校用教科書のいずれも、各学校の特別支援学級の担当者が、それぞれの学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の個性や発達段階、障がいの度合いなどを考慮しまして、「その子にあった最適な教科書は何か」という視点で選択したものの合計178冊となります。

各学校から希望が出された図書につきましては、教育委員会事務局教育指導課にて精査し、問題はないということで、この一覧表を作成しております。以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

（質 疑）

山口委員…個人個人に会って先生が決めたということですが、新入学予定の園児はどのように決めるのでしょうか。

教育指導課長…保護者の方とのやりとりもございますし、平成29年度の教科書でありますので、これまでの3ヶ月間の学校生活の中で子どもたちの特性や課題を見極める中で、国語については、この教材が望ましいであろうということで、今ここで採択していただきたい中に列挙しております。

山口委員…1年生の教科書も入っていますが、どう選ばれているのですか。

教育指導課長…小学校1年生は入学して初めてですので、検定本である通常の教科書が配布されます。一般図書で扱う教材は、表題が過学年であっても、それがその子に適しているものであれば選べることになっております。2年生以降であっても、1年生という表題の本が適切であるとすれば選択可能となっております。

山口委員…新入学の小学1年生は検定された本が一律に配布されるということですね。

萩原委員…中学1年生はどうされているのですか。

教育指導課指導主事…中学校1年生のお子さんについては、小学校6年生の担任の先生が保護者との面談の中で適する教科書がある程度見て、中学校へ連絡することで、採択であげていただくこととなっております。

萩原委員…教科書を選ぶ期間が決まっていたと思いますが、期間を過ぎて場合、追加はできないということですか。

教育指導課指導主事…採択されないと選べませんので、予定される見通しのあるものはすべてあげていただいております。

萩原委員…では、選んだ教科書が実際に数ヶ月経って、レベルが合わなかった等、見立てと異なってしまうこともあるということですか。

教育指導課指導主事…ギリギリのこの段階でできるだけ、あげていただいております。

萩原委員…別の教科書が用意できなければ、先生たちはどうされているのですか。

教育指導課指導主事…採択された図書の中での変更は可能になりますので、その中で様子をみていただくこととなります。

萩原委員…では、一度お返しして、他の教科書に変えていただくことはできるのですか。

教育指導課指導主事…採択された178冊の教科書の中で、採択された教科であれば入れ替えできるということです。

教育指導課長…重複の配布はできませんので、回収し、新たな教科書と差し替えになります。加えて、先生方が教科書を基にしたものを、少し訳すような形で資料を作成し、活用していくやり方も行っているようです。

萩原委員…紙に印刷したものを配布することもされているのですよね。

教育指導課長…補助教材として使っていますが、教科書にはなりません。教科書を配布することは決められていますので、それを守った上での授業を展開しております。

吉田委員…担任の先生が担当されているお子さんの教科書を選ばれているようですが、1人の判断で選ばれるのですか。

セカンドオピニオンのようなものはあるのですか。

教育指導課長…そこまで厳密な客観性が担保されているかは難しいところでございますが、当然担任はおりますけれども、複数の教員もおりますし、管理職もおりますの

で、学校として、適切な教科書を選んでおります。

吉田委員…学校としての精査をされているのですね。分かりました。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(8) 日程第4 議案第24号 小田原市就学支援委員会委員の変更について

(教育指導課)

栢沼教育長…それでは、議案第24号「小田原市就学支援委員会委員の変更について」をご説明申し上げます。

小田原市就学支援委員会委員につきましては、7月1日付け、委嘱を行ったところではございますが、一部委員に変更が生じたので、新たに委嘱するものでございます。

細部につきましては、所管からご説明申し上げます。

教育指導課長…それでは、私から議案第24号「小田原市就学支援委員会委員の変更について」につきまして、細部説明申し上げます。

小田原市就学支援委員会委員は、6月の教育委員会定例会にてご承認いただきましたところでございます。後日、医師会からご推薦いただいた委員の曾我病院副院長 山口 隆之 先生より、同病院に勤務し、小児科をご専門にされている児童精神科医の 米田 香織 先生がより適任であるとして、就学支援委員会委員の変更を希望するご連絡をいただきました。このことから、小田原市就学支援委員会委員の変更を提案させていただくものです。なお、ご承認いただいた後の 米田 香織 先生の任期は、小田原市就学支援委員会規則第3条2項「補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする」により、平成28年8月1日から平成29年6月30日までとなります。

説明は、以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

7 委員長閉会宣言

平成28年8月29日

委員長

署名委員（吉田委員）

署名委員（栢沼委員）